

(対経団連・吉村隆 (よしむらたかし) 産業技術本部長、早大・上野達弘 (うえのたつひろ) 教授)
<音楽・映像コンテンツ業界からみた著作権法改正案「柔軟な権利制限規定」について>

問 電機産業の労組出身で仲間の所属として、音響機器 (ヤマハ、パイオニア、ケンウッド、オンキヨー、ティアック、テクノワーク) もあるが、レコード業界や映像ソフト業界もある (例えば、キングレコード、コロムビア、ワーナー・ミュージック、NBC ユニバーサル・エンターテイメントジャパン、ユニバーサルミュージック、ソニーなど)。

・ネット上の違法アップロード被害がとにかく深刻。その検知に 4~5 千万円かけてクローリングシステム (ロボット型検索エンジンで、プログラムがネット上のリンクを辿って Web サイトを巡回) を動かし、年間 60~70 万件もの削除をしている、という。

・侵害者と任意交渉して和解できても回収額は平均 70 万円程度 (コスト回収できない)。

・著作権法 30 条 1 項「私的複製」も規定があいまい。私的な集まりなら何でも OK と誤解。

・日本レコード協会

(音楽配信金額/ストリーミング、ダウンロード等) 2013 年 417 億円→2017 年 573 億円 (増加)

(音楽ソフト金額/レコード、ビデオ) 2013 年の 2705 億円→2017 年の 2320 億円 (年々低下)

「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した『柔軟な権利制限規定』の整備」の必要性も理解できるが (「新産業」の創出など)、だからといって、悪質な侵害行為も適法になったと誤解する「居直り侵害者」や「思い込み侵害者」の予想される増加を黙って受容するわけにはいかないのも事実。現在ですらネット上で膨大な数の権利侵害が発生し、多大なコストをかけ対応しており、逸失利益まで含めて考えたら損害額は果てしない。

必要があれば確で分かりやすい「個別の権利制限規定」をスピーディに立法すればよいし、経理制限規定を適切に運用すればよいとの声を多く聞くが、参考人はどう考えるか。

(対筑波大附属視覚特別支援学校・宇野和博 (うのかずひろ) 教諭)

<誰もがイキイキと生活する前提の「情報アクセス機会充実」(マラケシュ条約) について>

問 4 月 11 日の「国民生活調査会」(ユニバーサルサービスへの取組) で聞かせて頂いた。

- ・視覚障害者の主な困難 : 情報と移動 (移動のバリアフリー化はそれなりに進展。情報が問題)
- ・視覚障害者にとって著作権制限のままでは、本=紙の束にすぎない (点字、音声化など必要)
- ・電子データ化 (テキストファイル) →変換や購入が可能に (内容にアクセスの道が開かれる)

自分は電機産業で働く者でつくる労働組合出身だが、電機産業は介護ロボット機器の開発や、ICT 利活用による遠隔医療などにも取り組んでいる。音声化と文字化、デジタル化の変換など様々な場面で各社が持っている最新技術を「誰もがイキイキと働く・生活する」ことのサポートに役立てたい。マラケシュ条約や国内での法改正などで、権利関係の問題が整理されたら、「こういうことができたなら (こう技術/サービスがあれば) もっとうれしい/楽しいのに」ということがあれば教えて頂きたい (※権利関係で難しそうとか、お金や労力が膨大にかかりそうという点はこの際わすれて)。